

よつ葉の



第7号

平成24年5月1日

発行 大船渡市仮設住宅
支援員

クローバー

4月より山馬越団地の支援員となりました 巨理です。
村上、岡澤同様、よろしくお願い致します。

<犬の適正な飼育にご協力ください>

ペットに関する苦情のうち特に飼い犬に関する苦情が最近増えています。その多くは飼い主によるマナー違反です。犬を飼育している人は、犬も人も気持ちよく過ごせるよう法律やマナーを守り愛情と責任を持って適正な飼育を心掛けましょう。

■散歩中のふんの始末

散歩中の犬のふんは、飼い主が必ず責任を持って処理して下さい。
ふんを放置することは、岩手県条例に違反します。

■放し飼いの禁止

犬はつなぎ留めて飼育し、散歩の際は、ひもやリードをつけましょう。

■無駄ぼえの防止

散歩をさせてストレスがたまらないようにし、適切なしつけをしましょう。

■狂犬病予防法に基づいた手続き

犬の飼育には、市への飼い主犬登録(一生に一度)と狂犬病予防注射(年一回)が必要です。

<5月の予定>

7・21(月) 10:00～12:00
〒郵便局

6(日) 13:00～15:00
まごころカフェ

9・16・23・30日(水) 10:00～12:00
ひだまり お茶っこ会



北小の桜

厳守 → 談話室内は禁煙・ペット不可。